

年金保険者)に応じ、次のように定める。

- ① 社会保険庁→国保中央会→国保連合会→市町村
- ② 特定年金保険者 (①、③以外の年金保険者のうち、社会保険庁を経由して通知することにつき、社会保険庁長官の同意を得た年金保険者) →社会保険庁→国保中央会→国保連合会→市町村
- ③ 地方公務員共済組合→地方公務員共済組合連合会→国保中央会→国保連合会→市町村

5. 年金保険者から市町村に対して通知された者(65歳以上75歳未満で年額18万円以上の年金受給者)のうち、国民健康保険料(税)の特別徴収の対象とならない被保険者である世帯主として次の者を定める。

- ① 介護保険の支払回数割保険料額と国民健康保険の支払回数割保険料(税)額を合算した額が厚生労働省令(国民健康保険税については総務省令)で定める額※を上回る者

※ 特別徴収の対象となる年金給付を6で除して得た額の2分の1に相当する額

- ② 介護保険の特別徴収対象者でない者
- ③ 当該被保険者の属する世帯に65歳未満の被保険者が属する者
- ④ その他特別な事情※により特別徴収の方法によって保険料(税)を徴収することが適当でないと市町村が認める者

※ 例えば、以下のような事情が該当。

- ・ 滞納が無く、口座振替による納付を継続している者で、今後も確実な収納が見込めると判断した場合
- ・ 75歳到達まで2年未満である場合であって、普通徴収の方法でも確実な収納が見込まれる場合
- ・ 75歳到達年度の保険料(税)徴収について、全額普通徴収の方法によるほうが、徴収事務等を円滑に遂行できると判断した場合
- ・ 過年度分保険料(税)に滞納がある者で、現年度分(特別徴収)＋過年度分(普通徴収)という納付が難しいため、特別徴収によることが適当ではないと市町村が判断した場合

6. 年次処理による4月1日現在年金受給者に係る事項の通知が行われた場合において、市町村から年金保険者(特別徴収義務者)へ当該特別徴収対象被保険者に係る支払回数割保険料(税)額等の事項を通知する際の経由ルートを、年金保険者)に応じ、次のように定める。

- ① 市町村→国保連合会→国保中央会→社会保険庁
- ② 市町村→国保連合会→国保中央会→社会保険庁→特定年金保険者
- ③ 市町村→国保連合会→国保中央会→地方公務員共済組合連合会→

地方公務員共済組合

7. 年次処理による特別徴収対象被保険者が資格喪失等に該当した旨の、市町村から年金保険者への通知方法について、6の支払回数割保険料（税）額等の事項の通知方法に係る介護保険法の規定を準用する際の技術的読替え等を定める。
- ※ 資格喪失等に該当した場合は、その旨を、すみやかに、経由機関を通じて、年金保険者へ通知しなければならない。
8. 仮徴収について、支払回数割保険料（税）額等の事項の市町村から年金保険者への通知方法、年金保険者が徴収した保険料（税）額の市町村への納入義務等に係る介護保険法の規定を準用する際の技術的読替え等を定める。
- ※ 支払回数割保険料（税）額等の事項の通知は、前年の8月31日まで（経由機関を経由して行う場合は、前年の7月31日まで）に行うこととなる。
- ※ 市町村は、6月及び8月に係る特別徴収額を支払回数割保険料（税）額とすることが適当でない認められる特別の事情がある場合において、変更した特別徴収額を、4月20日までに、経由機関を通じて、年金保険者へ通知することとなる。
9. 特別徴収対象被保険者が住所地特例の適用を受けることとなった旨の市町村から年金保険者への通知方法について、6の支払回数割保険料（税）額等の事項の通知方法に係る介護保険法の規定を準用する際の技術的読替え等を定める。
- ※ 通知方法は以下のとおり。
- ① 市町村→国保連合会→国保中央会→社会保険庁
 - ② 市町村→国保連合会→国保中央会→社会保険庁→特定年金保険者
 - ③ 市町村→国保連合会→国保中央会→地方公務員共済組合連合会→地方公務員共済組合
10. 4月2日以後に年金保険者から市町村へ年金受給者に係る事項の通知が行われた場合の特別徴収に係る市町村から年金保険者への特別徴収額の通知、年金保険者が徴収した保険料額の市町村への納入義務等の取扱いについて、4月1日現在年金受給者に係る事項の通知が行われた場合の介護保険法の規定を準用する際の技術的読替え等を定める。
- また、これまで介護保険においては、地方公務員共済組合連合会とそれ以外の年金保険者（社会保険庁及び特定年金保険者）で、当該通知の依頼期限が異なっていたが、このたびの国民健康保険料（税）の特別徴収の導入に併せて、依頼期限を一本化することとし、所要の改正を行う。
- ※ 通知方法等については6及び7（6月及び8月抽出分については6、7及び8）と同様に規定し、市町村から年金保険者への通知期日及び特別徴収の開始

時期を以下のとおり定める。

抽出時期	年金保険者への依頼	特別徴収の開始時期
6月	10月20日まで (2月20日まで)	12月 (4月)
8月	12月20日まで (2月20日まで)	2月 (4月)
10月	2月20日まで	4月
12月	4月20日まで	6月
2月	6月20日まで	8月

※ 6月、8月抽出者は、市町村の判断で開始時期の選択を可能とする。
(開始時期を4月とする場合は、カッコ内スケジュールとなる。)

[改正政令]

- ・ 国民健康保険法施行令第29条の7の2～第29条の7の16 (新設)
- ・ 地方税法施行令第56条の90～第56条の90の13 (新設)
- ・ 介護保険法施行令第41条の2及び第42条の2 (新設)、第44条、第45条の2～第45条の6

6 その他

(1) 後期高齢者医療制度及び前期高齢者の財政調整制度の創設に伴う所要の改正

【国民健康保険法関係】

- 国民健康保険組合の積み立てる特別積立金、準備金の算定にあたり、老人保健法の規定による拠出金に代えて、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付に要する費用を加える。

[改正政令]

- ・ 国民健康保険法施行令 第19条、第20条

- 国が負担する国民健康保険組合に対する事務費負担金等の算定にあたり、老人保健法の規定による拠出金に代えて、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の事務に要する費用を加える。

[改正政令]

- ・ 国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令 第1条、第5条

- 国民健康保険の指定市町村安定化計画について、基準超過費用額の算定に際して、算定の対象外とする特別の事情により多額となった額の算定方法について、前期高齢者の財政調整制度を考慮したものとなるよう所要の改正を行う。

《算定方法》

65歳未満の被保険者一人当たり給付費の特別の事情に係る部分の額×65歳未満の被保険者数+前期高齢者一人当たり給付費の特別の事情に係る部分の額×被保険者数×平均前期高齢者加入割合

[改正政令]

- ・ 国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令第2条の2

- 国民健康保険の高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業について、65歳未満の被保険者の療養の給付等に要する費用の額及び65～74歳の被保険者の療養の給付等に要する費用の額に前期高齢者の財政調整制度を考慮したものを対象とするよう、所要の改正を行う。

《算定方法》

- ・ 保険財政共同安定化事業交付金

被保険者の療養に係る費用の額が30万円を超えるものの8万円から80万円までの部分の合算額－

当該市町村の65～74歳の被保険者の療養に係る費用の額が30万円を超えるものの8万円から80万円までの部分の額の一人当たりの額×被保険者数×（当該市町村の前期高齢被保険者加入割合－平均前期高齢者加入割合）

（65～74歳の被保険者の療養に係る費用の額について、1月～3月と4月～12月に分けて、それぞれの年度における各市町村の前期高齢被保険者加入割合及び平均前期高齢者加入割合によって調整を行うこととする。）

- ・ 高額医療費共同事業交付金

被保険者の療養に係る費用の額が80万円を超えるものの当該を超える部分の合算額－

当該市町村の65～74歳の被保険者の療養に係る80万円を超えるものの当該を超える部分の額の一人当たりの額×被保険者数×（当該市町村の前期高齢被保険者加入割合－平均前期高齢者加入割合）

（65～74歳の被保険者の療養に係る費用の額について、1月～3月と4月～12月に分けて、それぞれの年度における各市町村の前期高齢被保険者加入割合及び平均前期高齢者加入割合によって調整を行うこととする。）

[改正政令]

- ・ 国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令附則第12条～附則第19条

【被用者保険関係】

- 健康保険組合の積み立てる準備金の算定の対象となる費用として、老人保健拠出金及び退職者給付拠出金の納付に要した費用に代えて、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付に要した費用を定める。

[改正政令]

- ・ 健康保険法施行令第20条

- 健康保険組合連合会が行う交付金の交付基準において、老人保健拠出金及び退職者給付拠出金に代えて、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等を考慮したものとなるよう所要の改正を行う。

[改正政令]

- ・ 健康保険法施行令第65条

- 後期高齢者医療制度の被保険者である船員保険の被保険者について、職務外疾病部門（職務外の事由による傷病）に係る船員保険の保険料を徴収しない場合を定める。

[改正政令]

- ・ 船員保険法施行令第28条の2（新設）

（2）退職者医療制度の廃止に伴う所要の改正

- 国民健康保険の退職者医療制度について、平成26年度までに退職被保険者等となった者が前期高齢者となるまでの間の経過措置とされたことに伴い、退職被保険者に係る経過措置の整備を行う。

- ・ 平成26年度までの間、国民健康保険運営協議会に引き続き被用者保険等保険者代表委員を加える経過措置を設ける。

[改正政令]

- 国民健康保険法施行令附則第4条（新設）

- ・ 退職被保険者等に係る基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額に関する経過措置を設ける。

イ) 基礎賦課額

従前と同様の算定方法とする。

ロ) 後期高齢者支援金等賦課額

退職被保険者等に係る基礎賦課額の算定と同様に、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の料率・賦課限度額を用いて、これを算定することとする。

[改正政令]

国民健康保険法施行令附則第16条（新設）

- 平成26年度までの間の経過措置とされたことに伴い、従来本則で定められていた規定を附則に移し、退職被保険者等所属市町村に係る本則の読替規定を設ける等、所要の整備を行う。

[改正政令]

- ・ 国民健康保険法施行令附則第2条・第3条（新設）
- ・ 国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令附則第3条、附則第5条～第7条、附則第9条（新設）

(3) 後期高齢者医療制度の創設に伴う住民基本台帳制度の見直し

- 後期高齢者医療制度の創設に伴い、住民基本台帳法に基づく住民票の記載事項として後期高齢者医療の被保険者の資格の取得又は喪失の年月日を新たに規定する。

これに伴って、市町村長は、後期高齢者医療の資格の取得の届出を受理した場合等に住民票の記載等をしなければならないこと、転出証明書に後期高齢者の被保険者である者についてはその旨を記載すること、転入届の特例の場合に転出地市町村から転入地市町村に後期高齢者の被保険者である者についてはその旨を通知することとすること等を定める。

また、後期高齢者医療の被保険者は、転出・転入等の届出の際に後期高齢者医療の被保険者である旨等を付記するものとする事、これらの届出をする際には被保険者証等を添えてしなければならないこと等を定める。

[改正政令]

- ・ 住民基本台帳法施行令第1条、第3条の2（新設）、第12条、第23条、第24条の4、第27条の2（新設）、第30条 等

7 経過措置

(1) 高額医療・高額介護合算制度に係る経過措置

- 平成20年度については、3(1)①の計算期間の途中の4月1日から制度が施行されることから、計算期間を同日から平成21年7月31日(※1)までとする(12ヶ月間→16ヶ月間)とともに、初年度の算定基準額については、3(3)に掲げる算定基準額を12で除し、16を乗じて得た額(※2)とする経過措置を講じる。具体的には、次のア及びイのとおりとする。

なお、被保険者等の所得区分については、3(3)と同様、計算期間の末日においてこれらの者が属する医療保険制度における所得区分を適用する。

ア. 高齢者医療確保法の規定による被保険者の世帯

- i) 一般所得者 : 750,000円
- ii) 現役並み所得者 : 890,000円
- iii) 低所得者Ⅱ : 410,000円
- iv) 低所得者Ⅰ : 250,000円

イ. 医療保険各法の規定による被保険者の世帯(*)

① 当該世帯に属する70~74歳の者に係る算定基準額

- i) 一般所得者 : 830,000円
- ii) 現役並み所得者 : 890,000円
- iii) 低所得者Ⅱ : 410,000円
- iv) 低所得者Ⅰ : 250,000円

② 当該世帯に属する70歳未満の者に係る算定基準額

- i) 一般所得者 : 890,000円
- ii) 上位所得者 : 1,680,000円
- iii) 低所得者 : 450,000円

(※1) 7月31日において医療保険の被保険者又は組合員の資格を有しない者にあつては、当該資格を喪失した日の前日を計算期間の末日とする。

(※2) この額に1万円未満の端数がある場合において、その端数金額が5千円未満であるときはこれを切り捨て、5千円以上であるときはこれを1万円に切り上げた額。

(*) イの世帯において、当該世帯に70~74歳と70歳未満の者がともに含まれる場合の取扱いについては、計算期間の末日に被保険者が属する医療保険者において、次のi)及びii)の額をそれぞれ算出の上合算し、これに被保険者等が計算期間に属した保険者ごとの按分率を乗じて得た額を、当該保険者からそれぞれ支給する。

- i) 計算期間に行われた療養等(当該世帯に属する70~74歳の者が受けたものに限る。)に係る一部負担金等世帯合算額(次のii)において「70歳以上一部負担金等世帯合算額」という。)から、所得区分に応じたイ.①の算定基準額を控除した額(次のii)において「70歳以上高額介護合算療養費等支給合計額」という。)
- ii) 「70歳以上一部負担金等世帯合算額」から「70歳以上高額介護合算療養費支

給合計額」を控除した額と、計算期間に行われた療養等（当該世帯に属する70歳未満の者が受けたものに限る。）に係る一部負担金等世帯合算額とを合算した額から、所得区分に応じたイ、②の算定基準額を控除した額

○ ただし、高額介護合算療養費等の支給額について、以下の①の方法により算出した額が②の方法により算出した額を下回る場合には、②の方法により算出した額を支給額とするものとする。

- ① 上記の計算期間（16ヶ月間）と算定基準額により算出した額
- ② 平成20年8月1日から平成21年7月31日（12ヶ月間）を計算期間とし、3（3）に掲げる算定基準額により算出した額（通常の計算方法）

（計算例：夫婦ともに後期高齢者医療の被保険者で所得区分「一般」）

	① 医療（一部負担金等）		② 介護（利用者負担）		①と②の合算額	
	H20.4~7	同8~H21.7	H20.4~7	同8~H21.7	H20.4~7	同8~H21.7
夫	5	45	0	5	5	50
妻	5	5	5	15	10	20
世帯	10	50	5	20	15	70

（単位：万円）

i) 上記①の計算方法：（70万円+15万円）-75万円=10万円

ii) 上記②の計算方法： 70万円 -56万円=14万円

※ i) < ii) となることから、当該世帯は上記②の計算方法により算出した額に、保険者ごとの按分率を乗じて得た額を保険者ごとに支給する。

（2）現役並み所得者の判定単位の変更に伴う経過措置

【国民健康保険】

○ 平成20年4月~同年7月の間は、現役並み所得者の判定は、70歳以上75歳未満の被保険者及び同一の世帯に属する旧国保被保険者（※）の所得及び収入により判定することを定める。

（※）国民健康保険料の算定に際し用いられる旧国保被保険者と同義（4参照）

○ 平成20年8月から平成22年7月までに行われる療養について、イ）及びロ）の要件を満たす者の一ヶ月の自己負担限度額を一般（世帯62,100円、外来24,600円）に据え置く経過措置を定める。

イ）同一の世帯に他の被保険者がいない収入383万円以上の70歳以上75歳未満の被保険者であって、同一世帯内に旧国保被保険者がいる者

ロ) 同一の世帯にいる70歳以上75歳未満の被保険者及び旧国保被保険者の収入が合計520万円未満であること

【被用者保険】

- ① 平成20年4月～同年8月までの間は、現役並み所得者の収入判定は、70歳以上75歳未満の被用者保険(※1)の被保険者、被扶養者及び旧被扶養者(※2)の収入により判定することを定める。
- ② 平成20年9月～平成22年8月に行われる療養について、イ)及びロ)の要件を満たす者の一ヶ月の自己負担限度額を一般(世帯62,100円、外来24,600円)に据え置く経過措置を定める。
イ) 70歳以上75歳未満の被扶養者がいない被保険者であって、標準報酬月額が28万円以上かつ収入が383万円以上のもの
ロ) 当該被保険者及び旧被扶養者の収入が合計520万円未満であること

※1 健康保険、船員保険、国家公務員共済(国家公務員共済組合法を準用するものを含む)、地方公務員共済の各制度

※2 後期高齢者医療の被保険者となった時点で被用者保険の被扶養者であった者(所得判定の対象となる被保険者の被扶養者であった者に限る。)

[改正政令]

- ・ 国民健康保険法施行令附則第〇条(新設)
- ・ 健康保険法施行令附則第〇条(新設)
- ・ 船員保険法施行令附則第〇条(新設)
- ・ 国家公務員共済組合法施行令第〇条(新設)
- ・ 地方公務員等共済組合法施行令第〇条(新設)
- ・ 私立学校教職員共済組合法施行令第〇条(新設)

(3)平成20年4月～9月における後期高齢者医療保険料及び国民健康保険料(税)の特別徴収について(公布日施行)

平成20年4月～9月における後期高齢者医療保険料及び国民健康保険料(税)の徴収方法として、特別徴収(年金からの天引き)を平成20年4月支払分の年金から開始する場合における、年金保険者と市町村間の通知方法等、必要な事項を定める。

(具体的内容)

- ① 年金保険者は、平成20年4月1日現在65歳以上(国保は65歳以

上75歳未満)で、平成19年10月1日現在、当該年金保険者から年額18万円以上の老齢・退職・障害・死亡を支給事由とする年金給付及び年金給付に類する給付(以下単に「年金給付」という。)の支払いを受けている者の氏名、住所等の事項を、経由機関(国保中央会、国保連合会)を通じて、市町村へ通知する。

※平成19年12月10日までに通知することとなる。

- ② 年金保険者から市町村へ年金受給者に係る事項を通知する際の経由ルートを、年金保険者に応じ、次のように定める。

ア 社会保険庁→国保中央会→国保連合会→市町村

イ 特定年金保険者(ア、ウ以外の年金保険者のうち、社会保険庁を経由して通知することにつき、社会保険庁長官の同意を得た年金保険者)→社会保険庁→国保中央会→国保連合会→市町村

ウ 地方公務員共済組合→地方公務員共済組合連合会→国保中央会→国保連合会→市町村

- ③ 特別徴収の対象となる年金給付及び年金給付に類する給付の種類及びその優先順位を定める。

※ 「5 保険料(税)特別徴収関係」項番2と同じ。

- ④ 年金保険者から市町村に対して通知された者(65歳以上(国保は65歳以上75歳未満)で年額18万円以上の年金受給者)のうち、特別徴収の対象とならない被保険者(国保においては「被保険者である世帯主」として次の者を定める。(ウ及びエは国保のみ。))

ア 介護保険の支払回数割保険料額と後期高齢者医療及び国保の平成20年4月1日から平成20年9月30日までの間において支払われる年金からの特別徴収額(以下「支払回数割保険料(税)額の見込額」という。)を合算した額が厚生労働省令(国民健康保険税については総務省令)で定める額※を上回る者

※ 特別徴収の対象となる年金給付を6で除して得た額の2分の1に相当する額

イ 介護保険の特別徴収対象者でない者

ウ 当該被保険者の属する世帯に65歳未満の被保険者が属する者

エ その他特別な事情※により特別徴収の方法によって国民健康保険料(税)を徴収することが適当でないとし市町村が認める者

※ 例えば、以下のような事情が該当。

- ・滞納が無く、口座振替による納付を継続している者で、今後も確実な収納が見込めると判断した場合
- ・75歳到達まで2年未満である場合であって、普通徴収の方法でも確実な収納が見込まれる場合
- ・75歳到達年度の国民健康保険料(税)徴収について、全額普通

徴収の方法によるほうが、徴収事務等を円滑に遂行できると判断した場合

- ・過年度分国民健康保険料（税）に滞納がある者で、現年度分（特別徴収）＋過年度分（普通徴収）という納付が難しいため、特別徴収によることが適当ではないと市町村が判断した場合

⑤ 支払回数割保険料額の見込額として、以下のとおり定める。

ア 後期高齢者医療の場合

被保険者に係る平成20年度における賦課額の見込額※を、平成20年度における当該通知に係る老齢等年金給付の支払の回数で除して得た額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）と定める。

※ 当該被保険者に係る平成18年に係る基礎控除後の総所得金額等（地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。）により算出した額を基礎として、平成20年度に適用される保険料率により算定した額

イ 国民健康保険の場合（国民健康保険税は除く。）

当該被保険者に係る平成19年度分の国民健康保険料額を基礎として算定した額を、平成20年度における老齢等年金給付の支払の回数で除して得た額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）と定める。

⑥ 平成19年10月1日現在年金受給者に係る事項の通知が行われた場合において、市町村から年金保険者（特別徴収義務者）へ当該特別徴収対象被保険者に係る支払回数割保険料（税）額の見込額等の事項を通知する際の経由ルートを、年金保険者に応じ、次のように定める。

ア 市町村→国保連合会→国保中央会→社会保険庁

イ 市町村→国保連合会→国保中央会→社会保険庁→特定年金保険者

ウ 市町村→国保連合会→国保中央会→地方公務員共済組合連合会→地方公務員共済組合

※ 支払回数割保険料額等の事項の通知は、平成20年2月29日まで（経由機関を経由して行う場合は、平成20年1月31日まで）に行うこととなる。

⑦ 後期高齢者医療保険料及び国民健康保険料の特別徴収を、平成20年4月支払分の年金から導入することに伴い、特別徴収に関する介護保険法の規定を準用する際の技術的読替えを定める。（国民健康保険税については、vのみ定める。）

i 年金保険者は、年金の支払期ごとに特別徴収額を徴収し、これを市

町村へ納入する。

- ii 年金保険者は、特別徴収対象被保険者が年金給付の支払を受けないこととなった場合には、その旨を市町村へ通知するとともに、当該被保険者に係る特別徴収を中止する。
- iii 特別徴収対象被保険者が、被保険者資格喪失等に該当した場合は、その旨を、年金保険者へ通知し、当該被保険者に係る特別徴収を中止する。
- iv 年金保険者から市町村に納入された保険料額が、当該被保険者について特別徴収により徴収すべき額を超える場合は、市町村は、当該過誤納額を当該被保険者に還付しなければならない。その際、当該被保険者の未納に係る保険料・その他徴収金がある場合は、これに充当することができる。
- v 市町村は、特別徴収対象被保険者が、住所地特例の適用を受ける異なった場合は、その旨を、年金保険者へ通知する。

- ⑧ 特別徴収対象被保険者が資格喪失等に該当した旨の、市町村から年金保険者への通知方法について、支払回数割保険料（税）額の見込額等の事項の通知方法に係る介護保険法の規定を準用する際の技術的読替え等を定める。

※ 資格喪失等に該当した場合は、その旨を、すみやかに、経由機関を通じて、年金保険者へ通知しなければならない。

- ⑨ 特別徴収対象被保険者が住所地特例の適用を受けることとなった旨の市町村から年金保険者への通知方法について、支払回数割保険料（税）額の見込額等の事項の通知方法に係る介護保険法の規定を準用する際の技術的読替え等を定める。

※ 通知方法は以下のとおり。

ア 市町村→国保連合会→国保中央会→社会保険庁

イ 市町村→国保連合会→国保中央会→社会保険庁→特定年金保険者

ウ 市町村→国保連合会→国保中央会→地方公務員共済組合連合会→地方公務員共済組合

(4) 老人保健制度の廃止に伴う経過措置関係

(費用負担に関する具体的な経過措置)

- ・ 老人保健制度において行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は老人訪問看護に係る医療等（平成20年3月診療分及び平成20年4月以降請求分）に要する費用について、改正前の老人保健法第47条（市町村の費用の支弁）、

第48条（交付金）、第49条（国の負担）及び第50条（都道府県の負担）の規定は、平成22年度まで、なおその効力を有することを定める。

- 平成20年度から平成22年度までの間、支払基金は保険者から医療費拠出金を徴収するものとし、その額の算定方法については、以下のとおりとすることを定める。

ア 平成20年度医療費拠出金額

20' 概算医療費拠出金額 + (18' 確定医療費拠出金額 - 18' 概算医療費拠出金額) + 調整金額

イ 平成21年度医療費拠出金額

(19' 確定医療費拠出金額 - 19' 概算医療費拠出金額) + 調整金額

ウ 平成22年度医療費拠出金額

(20' 確定医療費拠出金額 - 20' 概算医療費拠出金額) + 調整金額

- 平成22年度以降の請求分については、老人医療受給対象者が所属している医療保険各法の保険者の給付とみなすことを定める。

- 平成20年度から平成22年度までの間、支払基金は保険者から事務費拠出金を徴収するものとし、その額の算定方法については、以下のとおりとすることを定める。

ア 平成20年度事務費拠出金額

平成18年度の拠出金の精算及び平成20年概算医療費拠出金に係る支払基金の業務に関する事務の処理に要する費用並びに平成20年概算医療費拠出金に係る市町村の事務の執行に要する費用を徴収する。

イ 平成21年度事務費拠出金額

平成19年度の拠出金の精算に係る、支払基金の業務に関する事務の処理に要する費用のみを徴収する。

ウ 平成22年度事務費拠出金額

平成20年度の拠出金の精算に係る、支払基金の業務に関する事務の処理に要する費用のみを徴収する。

- 老人保健制度において行われた診療、薬剤の支給若しくは手当又は老人訪問看護に係る医療等（平成20年3月診療分及び平成20年4月以降請求分に要する費用）について、廃止前の老人保健法施行令第18条（交付金の額の算定方法）、第19条（国又は都道府県の負担の算定方法）の規定は、平成22年度まで、なおその効力を有することを定める。

- ・ 平成20年度から平成22年度までの拠出金について、廃止前の老人保健法施行令第21条（保険者が合併、分割又は解散をした場合における拠出金の額の算定の特例）及び第22条（拠出金等の徴収の請求）の規定は、なおその効力を有することを定める。

（市町村の業務に関する具体的な経過措置）

- ・ 市町村が支払基金及び保険者に支弁した医療等に要する費用を通知する業務（保険者別医療費通知）について、平成21年度まで、継続することを定める。

（支払基金の老人保健関係業務に関する具体的な経過措置）

- ・ 支払基金の老人保健関係業務（拠出金の徴収、交付金の交付等）について、平成22年度まで、継続することを定める。
- ・ 老人保健関係業務に関する積立金又は繰越欠損金について、老人保健関係業務の終了以降については、高齢者の医療の確保に関する法律第146条に規定する高齢者医療制度関係業務の積立金又は繰越欠損金とみなすことを定める。

（5）病床転換支援金の納付に要する費用の負担に関する経過措置

【国民健康保険法関係】

- 高齢者医療確保法附則第2条に規定する政令で定める日までの間、支払基金が都道府県が行う病床転換助成事業に対して交付する病床転換交付金に充てるため、各保険者から徴収する病床転換支援金等に関し、所要の規定の整備を行う。
 - ・ 国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課額に病床転換支援金等の納付に要する費用を加える。
 - ・ 国民健康保険組合の積み立てる特別積立金、給付費等支払準備金の積み立てる額に病床転換支援金等の納付額を加える。
 - ・ 国民健康保険において国が市町村に対して負担する療養給付費等負担金、調整交付金、国が国民健康保険組合に対して負担する療養給付費等補助金、事務費負担金、都道府県が市町村に対して負担する都道府県調整交付金、被用者保険等保険者が退職被保険者等の所属する市町村に対して負担する療養給付費等交付金に病床転換支援金等の納付に要する費用を加える。

[改正政令]

- ・ 国民健康保険法施行令第〇条（新設）
- ・ 国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令附則第10条（新設）

8 施行期日等

施行期日は、平成20年4月1日とする。

7（3）については、公布日から施行するものとする。

その他、所要の規定の整備を行う。